

保険料

◆保険料の計算方法

保険料は、基礎賦課分（医療保険料）と子ども・子育て支援納付金分それぞれで計算が行われ、その合計額が1年間の保険料となり、被保険者ごとに決定します。

「均等割額」は被保険者全員に等しく、「所得割額」は被保険者の前年中の所得に応じて負担いただく保険料です。

保険料（年額）

基礎賦課分 〔上限 85 万円〕※100 円未満切り捨て	子ども・子育て支援納付金分 〔上限 2 万 1 千円〕※10 円未満切り捨て
均等割額 60,400 円	均等割額 1,393 円
+	+
所得割額 保険料のもととなる所得金額 × 10.31%	所得割額 保険料のもととなる所得金額 × 0.24%

保険料のもととなる所得金額とは、**総所得金額等**（収入額から各種控除や必要経費を除いた合計額）から基礎控除額（43 万円）を差し引いた金額です。

◆保険料のお支払い方法や手続き

保険料のお支払いは、特別徴収（年金からの引き落とし）と普通徴収（口座振替または納付書でのお支払い）があります。

お支払い方法の変更

現在特別徴収でお支払いの方や、新規に特別徴収となる方は、お住まいの市町村の担当窓口に申請すると、口座振替に変更することができます。

◆保険料の軽減制度

所得の低い方は、所得状況に応じて保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額が一定額以下の場合、その額に応じて、基礎賦課分と子ども・子育て支援金分それぞれの均等割額が、2～7割軽減されます。

令和8・9年度基礎賦課分に係る7割軽減対象者に対し、更に0.2割の軽減を行います。

被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方は、加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

※国民健康保険及び国民健康保険組合は対象外です。

※保険料の軽減を受けるためには、世帯主と被保険者全員の前年中の所得の申告がされている必要があります。

※所得が低い方に対する軽減にも該当する方は、軽減割合が大きい額の軽減が行われます。

保険料の計算方法や軽減制度の詳しい内容については、保険料の通知書に同封の「後期高齢者医療 保険料のしおり」をご覧ください。

保険料を滞納すると

保険料が納められていない場合、お支払い方法などに関する相談のため、納付相談のお知らせが送付されます。

保険料の滞納が悪質であると判断された場合は、搜索や年金等財産の差押えといった滞納処分の手続きを行います。

保険料は、納期限までに納付をお願いします。

なお、納付のご質問や、特別な事情により納付が困難なときは、お住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。

こんなときは届出を

次のような場合は、**14日以内**に、お住まいの市町村の担当窓口へ届出をしてください。

こんなとき	手続きに必要なもの
転入したとき	・ 転入前の市区町村で発行された負担区分等証明書（県外から転入した場合）など ・ 印かん
氏名・住所・世帯に変更があったとき	・ 資格確認書（お持ちの方のみ） ・ 印かん
転出するとき	
生活保護を受けるようになったとき	・ 資格確認書（お持ちの方のみ） ・ 保護決定通知書 ・ 印かん
生活保護を受けなくなったとき	・ 保護廃止通知書 ・ 印かん
お亡くなりになったとき	・ お亡くなりになった方の資格確認書（お持ちの方のみ） ・ 印かん

手続きに必要なものなど詳しいことは、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

なお、従来は申請には原則、印かんが必要でしたが、令和3年4月から印かんの取扱が変更されています。届出の際には、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆高知県後期高齢者医療広域連合

高知県高知市丸ノ内2丁目4番1号
高知県保健衛生総合庁舎1階



ホームページ

<https://www.kochi-kouiki.or.jp>

- ・資格確認書、保険料などについて 電話 088-821-4526
- ・医療費の給付などについて 電話 088-821-4896
- ・健康診査などについて 電話 088-821-4677

※不審電話があった場合などもご相談ください。

◆お住まいの市町村の担当窓口

市・郡	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
市	高知市役所	088-823-9380	室戸市役所	0887-22-5133
	安芸市役所	0887-35-1002	香美市役所	0887-53-3115
	香南市役所	0887-57-8506	南国市役所	088-880-6556
	土佐市役所	088-852-7636	須崎市役所	0889-42-1355
	四万十市役所	0880-34-1114	宿毛市役所	0880-62-1233
	土佐清水市役所	0880-82-1108		
安芸郡	東洋町役場	0887-29-3394	奈半利町役場	0887-38-8181
	田野町役場	0887-38-2812	安田町役場	0887-38-6712
	北川村役場	0887-32-1214	馬路村役場	0887-44-2112
	芸西村役場	0887-33-2112		
長岡郡	本山町役場	0887-76-2115	大豊町役場	0887-72-0450
土佐郡	土佐町役場	0887-82-1110	大川村役場	0887-84-2211
吾川郡	いの町役場	088-893-1117	仁淀川町役場	0889-35-1080
高岡郡	日高村役場	0889-24-5001	越知町役場	0889-26-1115
	佐川町役場	0889-22-7706	中土佐町役場	0889-52-2213
	津野町役場	0889-55-2314	梶原町役場	0889-65-1170
	四万十町役場	0880-22-3117		
幡多郡	黒潮町役場	0880-43-2800	三原村役場	0880-46-2111
	大月町役場	0880-73-1112		